

我孫子市地域猫不妊去勢手術補助金 のご案内(令和7年度分)

 **補助金額** **1匹あたり 5,000円** 

市では、飼い主のいない猫がこれ以上増えないよう、地域猫（特定の飼い主がなく、地域に生息し、その地域の住民の方々の同意のもと適切に管理されている猫）の不妊去勢手術を実施する団体を対象に、手術費用の一部を助成し、良好な生活環境の保全と動物愛護思想の普及を図ります。



※手術前に団体登録が必要です。

我孫子市マスコットキャラクター
手賀沼のうなぎちゃん

【 問い合わせ・申し込み先 】

我孫子市 環境経済部 手賀沼課

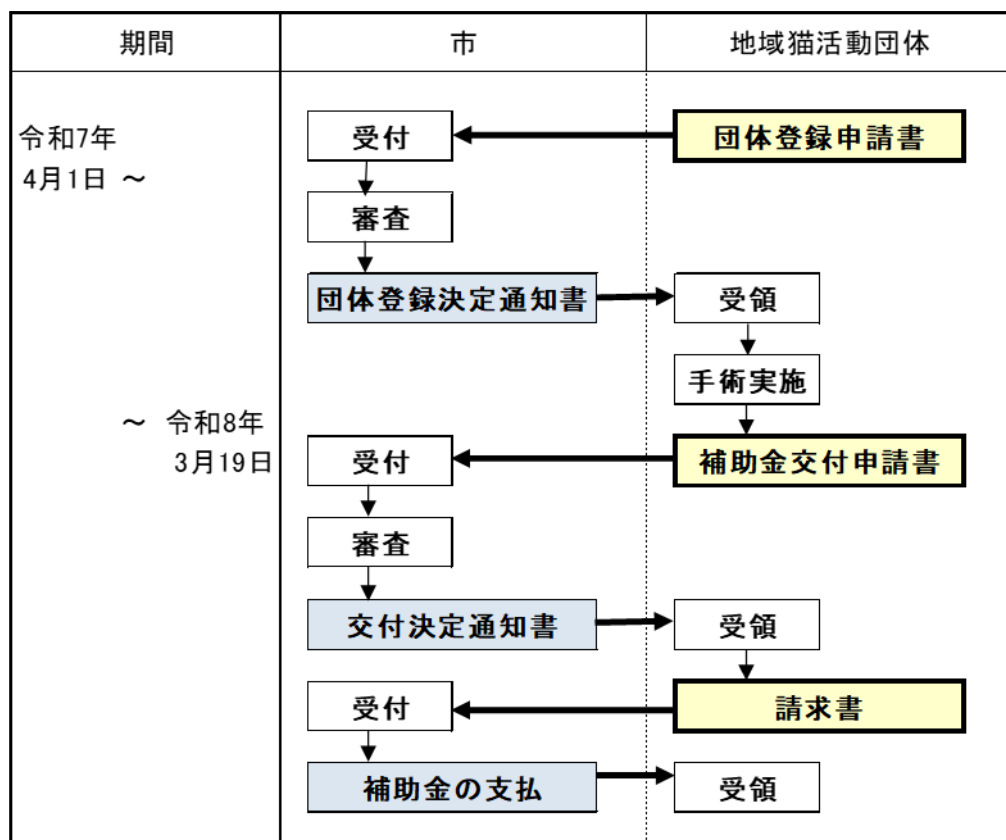
〒270-1146

我孫子市高野山新田 193 番地 水の館3階

TEL 04-7185-1484

FAX 04-7185-5869

<申請の流れ>



1. 地域猫団体として登録する

登録の要件

次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ① 我孫子市内で地域猫活動を行っていること
- ② 活動されている方のうち3名以上が、我孫子市に居住していて住所の異なる成人であること
- ③ 活動場所の土地所有者・自治会等から、活動について同意を得ていること

登録の方法

「我孫子市地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、市役所手賀沼課へ提出してください。内容についてお話を伺いますので、事前にご相談くださるようお願いいたします。

- ① 活動される方の名簿
住所・氏名（ふりがな）の記載があるもの。様式は問いません。
- ② 活動場所の平面図
餌場・トイレの位置を図示したもの。手書きでも可。
- ③ 活動場所の土地所有者の同意書
事前に手賀沼課へご相談ください。
- ④ 活動場所が属する自治会の同意書
様式は問いません。
- ⑤ 活動される方のうち、我孫子市に居住する方3名以上の住民票
「個人情報確認同意書（様式第2号）」をご提出いただくことで省略できます。

2. 登録の決定

審査の結果、地域猫活動団体として認めたときは、団体に対して登録決定の通知をします。

登録期間は、登録決定の通知をした日から、翌年度の3月末までです。令和7年度に登録した団体は、令和9年3月31日までとなります。

3. 地域猫に不妊去勢手術を行う

補助金申請期限（令和8年3月19日（木））に間に合うように動物病院で地域猫に不妊去勢手術を実施してください。

手術前・手術後の猫の写真が必要になりますので、撮影を忘れないようご注意ください。

手術を実施した猫の耳の先端をV字にカットし、不妊去勢手術を済ませたことが分かるようにしてください。

4. 補助金を申請する

令和8年3月19日（木）までに、「我孫子市地域猫不妊去勢手術補助金交付申請書（様式第10号）」に次の書類を添えて提出してください。

- ① 手術に要した費用の領収書
- ② 手術を実施した猫の不妊去勢手術前・手術後の写真

申請期間中であっても、申請額が予算額に達したときは、受付を締め切ります。

補助金額

補助金額は、地域猫1匹につき5,000円です。

※手術に要した費用が5,000円を下回る場合は、実際にかかった費用となります。

5. 補助金の交付決定

審査の結果、適当と認めたときは、交付決定通知書により通知します。

6. 請求

交付決定通知を受けたら、請求書に必要事項を記入し、速やかに提出してください。請求を受け、指定された金融機関の口座へ振り込みます。

7. 地域猫活動の報告

地域猫活動団体として登録されたら、毎年活動の報告が必要になります。令和7年度は、令和8年3月2日（月）から31日（火）までの間に「我孫子市地域猫活動実施報告書（様式第9号）」を提出してください。

8. 登録の更新

一度登録された団体は、登録の更新をすることができます。

登録期間が満了する年度の3月1日から31日（閉庁日のときはその直前の開庁日）までの間に、「我孫子市地域猫活動団体登録更新申請書（様式第4号）」に次の書類を添えて提出してください。審査の結果、適当と認めた場合は、登録更新決定の通知をします。

- ① 地域猫活動団体のメンバーの名簿
- ② 活動場所が属する自治会等の同意書

9. 登録事項に変更があったとき

地域猫活動団体登録の内容に次の変更があった場合は、「我孫子市地域猫活動団体登録事項変更届（様式第6号）」を提出してください。

- ① 団体の名称、代表者又は代表者の住所が変わったとき
代表者又は代表者の住所が変わったときは、変更後の住民票を提出してください（「個人情報確認同意書（様式第2号）」の提出で省略できます。）
- ② 活動場所が変わったとき
変更後の活動場所の平面図、活動場所の土地所有者の同意書、活動場所が属する自治会等の同意書を提出してください。
- ③ 活動される方が変わったとき
変更後の名簿を提出してください。住民票又は「個人情報確認同意書（様式第2号）」の提出が必要になる場合がありますので、市役所手賀沼課へご相談ください。
- ④ 活動場所の土地所有者が変わったとき
市役所手賀沼課へご相談ください。

10. 地域猫活動をやめたとき

地域猫活動をやめたときは、「我孫子市地域猫活動団体登録廃止届（様式第8号）」を提出してください。

～ご不明な点がございましたら、
市役所手賀沼課までお問い合わせください～

